

令和7年10月20日

かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（第4回）

厚生労働省 医政局 総務課

はじめに

説明会開催の趣旨

令和5年の改正医療法により、令和7年4月より「かかりつけ医機能報告制度」が施行され、本制度の運用に当たっては、医療機関からの報告を受け、地域における協議の場において地域の医療関係者等が協議を行い、在宅医療や時間外診療など、地域で不足する機能について地域の医療機関や市町村等と連携しながら、必要な方策を検討・推進していくこととなります。

今般、かかりつけ医機能報告の開始に向けて、自治体向けの説明会を実施させていただくものです。

(主な説明内容)

- 前回の振り返り（報告関係）
- かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について
- 今後のスケジュール等について（報告関係）

前回の振り返り

都道府県における報告関係業務一覧（G-MIS関連）

- かかりつけ医機能報告制度の報告関係業務について都道府県における実施事項は以下のとおりです。
- 令和8年1月のかかりつけ医機能報告の円滑な実施に向けてご対応をお願いします。

赤字は新規加筆箇所

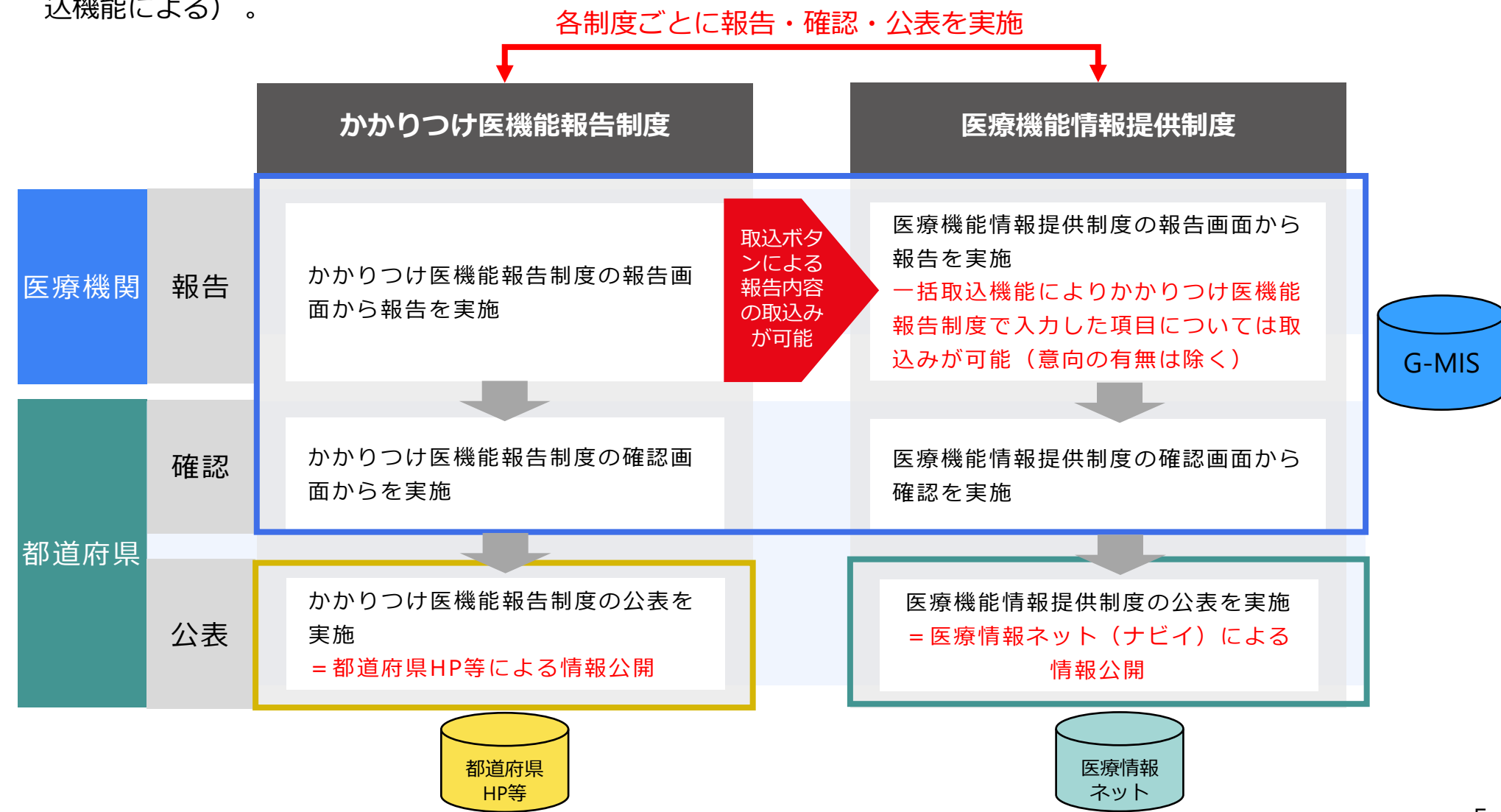
No		都道府県の業務	概要
報告関係業務	①	医療機関アカウント申請	G-MISアカウントを有さない医療機関に対し、新規ユーザ登録申請機能を用いてアカウントの発行を行うようご案内ください。 なお、G-MISのアカウントについては、医療機能情報提供制度で利用しているアカウントと同一のものを使用する予定であり、既に医療機能情報提供制度にてアカウントを発行済の病院（特定機能病院を除く）・診療所に対しては自動的にかかりつけ医機能報告の権限が付与されるため、手続は不要です。
	②	関係機関アカウント申請	かかりつけ医機能報告制度の都道府県担当者及び都道府県の業務委託先機関（保健所、委託事業者、医師会等）について、G-MISのアカウント申請を実施ください。
	③	問合せ管理ツールのユーザ登録	都道府県担当者と厚生労働省間で問合せ対応及び資料授受を実施するための問合せ管理ツールについて、ユーザ登録をお願いします。
	④	制度に関する問合せ対応	制度に関する問合せ（各報告項目の疑義等）について、問合せ先を確認いただき、医療機関等からの問合せにご対応ください。 なお、かかりつけ医機能報告のシステムに関する問合せ（ログイン方法やシステムの操作方法等）については、G-MISが設けるコールセンターにて、医療機関からの問合せに対応する体制を構築します。また、制度に関する問合せについては、医療機能情報提供制度と同様に、都道府県にて回答できない問合せについては、問合せ管理ツールにより厚生労働省へのエスカレーションを行うことが可能です。
	⑤	定期報告案内の送付	定期報告の開始に先立ち、医療機関に必要な案内をお願いします。例えば、以下が想定されます。 ・医療機関へ定期報告を開始する旨を通知。 ・かかりつけ医機能報告制度に係る医療機関への案内資料の配布。なお、報告対象医療機関に対して、G-MISの操作方法や報告の手引き等を整理した報告マニュアルを厚生労働省にて作成予定のため、必要に応じて活用ください。
	⑥	紙調査票の印刷・郵送	紙報告の運用を行う都道府県においては、紙報告の医療機関に対し、調査票の印刷・郵送を実施してください。なお、かかりつけ医機能報告制度ではG-MISの印刷機能により調査票を出力する機能を実装します。9/26に問合せ管理ツール（Redmine）で周知した「【周知】G-MISの「紙面発送対象」最新化のお願い（紙調査票を利用する都道府県のみ）」の通り、都道府県にて調査票を出力する前に紙面発送対象の最新化をお願いいたします。なお、令和7年度の初回定期報告の開始に限っては都道府県の業務支援の観点から、紙調査票のファイル出力を厚生労働省（G-MIS事務局）にて実施し、都道府県に提供予定です。※印刷は各都道府県にて実施いただくようお願いいたします。
	⑦	紙調査票の代理入力	⑥で郵送した紙調査票を医療機関より回収し、G-MISへの代理入力を実施してください。
	⑧	報告内容・体制の確認	医療機関からの報告内容により、かかりつけ医機能の体制を有することをご確認ください。 必要な場合には、メールや電話等で体制を確認ください。
	⑨	督促	未報告の医療機関に対し、定期報告を実施するよう督促をお願いいたします。 G-MISから督促メールを送付できる機能を実装します。
	⑩	報告内容の公表	令和8年度の都道府県による報告内容の公表に向けて、令和7年度末頃に厚生労働省より速報版データを提供します。速報版の確認を行い、報告データの内容等をご確認ください。※なお令和8年度以降、データの加工支援として厚生労働省よりNDBデータの秘匿加工処理を実施したデータを都道府県に提供する予定です。詳細は次回以降の自治体説明会等で追ってご案内いたします。

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について

ひと、くらし、みらいのために

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について

- かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用については以下のとおりです。
- かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度において、報告・確認・公表は各制度ごとに実施する必要がありますが、G-MISの機能を活用することにより、かかりつけ医機能報告項目の二重入力是不要となります（G-MISの取込機能による）。



かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

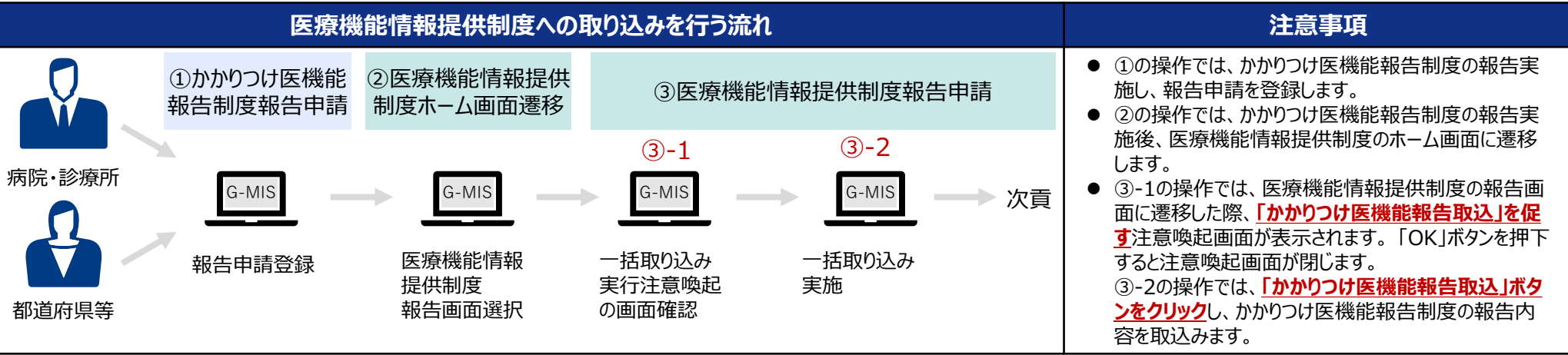
- かかりつけ医機能報告制度の報告の流れは以下のとおりです。かかりつけ医機能報告制度の報告完了後、医療機能情報提供制度の画面において、かかりつけ医機能報告の内容を一括で取り込み可能になります。
- かかりつけ医機能報告制度の報告の流れの詳細は、11月上旬を目途に発出予定のかかりつけ医機能報告マニュアルに記載する予定ですので、ご参照ください。

STEP1	かかりつけ医機能報告制度の定期報告画面を開く	● G-MISログイン後のホーム画面からかかりつけ医機能報告制度のボタンを選択し、かかりつけ医機能報告制度のホーム画面に移動ください。 ● ホーム画面に掲載されている定期報告ボタンを押下することで、定期報告を開始することが可能です。
STEP2	保険医療機関番号の入力を行う	● 一部の診療報酬項目については、前年度末の保険医療機関番号を入力することにより、NDB集計データによるプレプリント（事前入力）を行うことが可能です。 ● 定期報告ボタンを押下すると保険医療機関番号の入力画面に推移しますので、プレプリントの実施を求める場合は、前年度末の保険医療機関番号を入力ください。
STEP3	項目の入力を行う	● かかりつけ医機能報告制度の各報告画面から、報告項目の入力をお願いいたします。 ● 報告の具体的な手順や入力項目の説明は、かかりつけ医機能報告マニュアルに記載をいたしますので、あわせてご確認をお願いいたします。
STEP4	報告申請を行う	● 全ての報告画面を入力完了すると、報告の申請を行うことが可能になります。画面上の報告申請ボタンより、報告を提出ください。 ● 報告申請ボタンを押下すると、入力内容の確認画面に推移します。当画面では、入力内容の最終確認が可能です。また、入力内容に基づきかかりつけ医機能の各機能の有無が自動判定されます。報告内容に誤りが無いことを確認のうえ、報告を申請ください。

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

- かかりつけ医機能報告制度の画面にて報告申請を実施後、医療機能情報提供制度の報告画面にて、かかりつけ医機能報告制度の報告内容を一括で取り込むことが可能です。
- 医療機能情報提供制度へ取り込みを行う方法は以下のとおりです。

凡例	かかりつけ医機能報告 制度画面	医療機能情報提供制度 画面
----	--------------------	------------------



かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

● 医療機能情報提供制度へ取り込みを行う方法は以下のとおりです。（前頁の続き）

凡例	かかりつけ医機能報告 制度画面	医療機能情報提供制度 画面
----	--------------------	------------------

医療機能情報提供制度への取り込みを行う流れ

③医療機能情報提供制度報告申請

前頁 → **③-3**  一括取り込み
実行前注意喚
起画面 → **③-4**  一括取り込み
実行完了画面
確認 → **③-5**  一括取り込み
実行結果確認

注意事項

- ③-3の操作では、「かかりつけ医機能報告取込」ボタンをクリックすると、「**かかりつけ医機能報告取込**」の**実行を確認する**注意喚起画面が表示されます。「OK」ボタンを押下すると注意喚起画面が閉じます。
- ③-4の操作では、**取込に成功した**旨のメッセージが表示されます。「OK」ボタンを押下するとポップアップ画面が閉じます。すでに「入力完了」となっている画面に対しても取込可能なため、取り込んだ場合は対象画面の【入力状況】が**すべて「一時保存」**となります。
- ③-5の操作では、取込実施により入力状況が「一時保存」となっているため、「入力」ボタンをクリック、画面を開いて**報告内容登録を行い一括取り込み操作を完了**します。

③医療機能情報提供制度報告申請画面

かかりつけ医機能報告取込を実行しますか？
取込対象画面のステータスはすべて「一時保存」となります。
報告を完了させる場合は、入力画面より登録完了をお願いいたします。

③-3

かかりつけ医機能報告データを取り込みました。
対象項目の存在する画面で内容をご確認ください。
なお、修正が必要な場合には「かかりつけ医機能報告」より修正を行ってください。

③-4

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 お知らせ お問合せ FAQ その他

検索キーワードを入力してください

報告 2025年度_定期報告

かかりつけ医機能報告取込 一括入力完了 報告 引き戻し 入力内容確認

正式名称	正式名称（フリガナ）	所在地	報告状況	疑義状況	かかりつけ医機能報告日時	かかりつけ医機能報告取込日時
			報告中	-		

かかりつけ医機能報告取込対象の画面、および項目には◆を表示しています。
・各項目の入力を行う場合は、「入力」ボタンをクリックし、各報告画面で内容を入力してください。
※「一括入力完了」ボタンをクリックすると、「未入力」の状態から「入力完了」に変更可能です。（「一時保存」の状態からは変更できません。）
・入力状況がすべて「入力完了」であることを確認し、「報告」ボタンをクリックしてください。

分類	項目	入力状況	更新日時	入力
1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	1. (1) 基本情報	入力完了	2025/08/08 15:50:47	入力
	1. (1) 基本情報（診療科目）	入力完了	2025/08/08 15:52:25	入力
	1. (1) 基本情報（診療科目）詳細	一時保存	2025/08/08 15:52:25	入力
	2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）詳細	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）人間ドック	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（健康診査及び健康相談の実施）人間ドック詳細	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）詳細	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力
	2. (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス（対応することができる予防接種）	一時保存	2025/08/25 15:08:30	入力
3. 医療の実績、結果に関する事項	3. 医療の実績、結果に関する事項	未入力	2025/08/08 15:00:20	入力

③-5 ◆2. (1) かかりつけ医機能
昨年度のレセプトデータを基に「算定回数」「レセプト件数」をプリセットしています。適宜修正してください。

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（報告業務）

- 一括で取り込みされる報告項目は、医療機能情報提供制度の報告画面において、以下のように◆印にて表示されます。
また、一括で取り込みを行った項目は、かかりつけ医機能報告制度の報告内容との不整合を防ぐため、修正不可となります。
- また、前年度報告データ及びNDB集計データによるプレプリントは取り込みにより上書きされ、かかりつけ医機能報告制度にて入力した最新の情報が取り込まれる仕様となります。

■一括取込 未実施の場合

◆2. (1) かかりつけ医機能

① 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況

◆入院支援加算の算定回数（精神科を含む）

1111

自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)の算定回数

2222

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)のレセプト件数

3333

◆退院時共同指導料Ⅰの算定回数（精神科を含む）

4444

キャンセル 一時保存 登録

①

- 一括取込される項目は常にラベル名の先頭に◆を付与して表示されます。
- 画面上編集可能な状態で表示されます。
- プレプリント対象項目（算定回数、レセプト件数）については前年度報告及びNDB集計データの値がプレプリントされた状態として表示されます。

※医療機能情報提供制度の保険医療機関番号確認画面にて照合を実施・完了した場合のみプレプリントされます。

※定期報告のみNDB集計データがプレプリントされ、新規報告、随時報告ではプレプリントされません。

■一括取込 実施済みの場合

◆2. (1) かかりつけ医機能

② 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況

◆入院支援加算の算定回数（精神科を含む）

5555

自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)の算定回数

◆開放型病院共同指導料(Ⅰ)のレセプト件数

6666

◆退院時共同指導料Ⅰの算定回数（精神科を含む）

7777

キャンセル 一時保存 登録

②

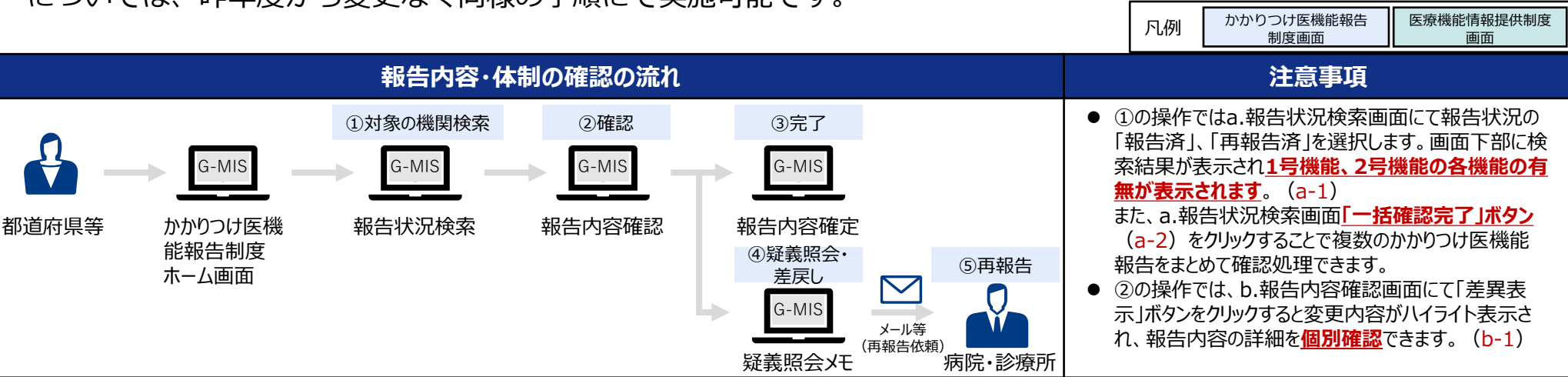
- 一括取込される項目は一括取込実施後も常にラベル名の先頭に◆を付与して表示されます。
- 取込対象項目はすべて画面上編集不可の状態となります。
- プレプリントされた項目は一括取込により最新の情報に更新されます。

※かかりつけ医機能報告制度の報告画面で未入力の場合は、医療機能情報提供制度の報告画面において未入力として更新されます。

※再度「かかりつけ医機能報告取込」ボタンが押下された場合は最新のかかりつけ医機能報告制度の報告内容に更新されます。

かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（確認業務）

- かかりつけ医機能報告制度で医療機関より報告された内容は、都道府県において、報告内容の確認およびかかりつけ医機能の体制を有することを確認する必要があります。なお、医療機能情報提供制度の確認業務とは別に、かかりつけ医機能報告制度の確認を行う運用となります。
- 以下に示す流れに基づき、当該確認業務を実施いただくようお願いいたします。なお、医療機能情報提供制度の確認業務については、昨年度から変更なく同様の手順にて実施可能です。



a.報告状況検索画面

厚生労働省 G-MIS
医療機関情報支援システム

ホーム 調査 お知らせ その他

検索キーワードを入力してください

報告状況検索 (かかりつけ医機能) 処理モード: 選択なし

都道府県: 13: 東京都 機関コード: 9999990999 機関名:

日常の診療を総合的かつ継続的に
行う機能: 未判定 無し 有り 通常の診療時間外の診療を行う機能: 未判定 無し 有り 入退院時の支援を行う機能: 未判定 無し 有り

在宅医療の提供を行う機能: 未判定 無し 有り 介護サービス等と連携した医療提供
を行う機能: 未判定 無し 有り

検索条件に合致するデータが2件ヒットしました。
本件数が「一括確認完了」対象となります。

※注意 一括確認完了が可能な条件 (対象データが以下)
・報告区分: 「定期、変更」いずれが選択されている
・報告確認可能対象: チェックされている

一括確認完了

表示件数: 20 件 全2件中1件~2件を表示 ページ: 1 / 1 最初 前へ 次へ 最後

機関コード	機関名	報告名	機関区分	報告区分	報告状況	報告日	医療提供所	日常の診療 時間外診療 入退院支援 在宅医療 介護等との連携	検索年月日	更新年月日	編集	確認
		2025年度...	病院	定期報告	報告済			有り 有り 有り 無し 無し			編集	確認
		2025年度...	病院	定期報告	再報告済			有り 有り 有り 無し 無し			編集	確認

b.報告内容確認画面

厚生労働省 G-MIS
医療機関情報支援システム

ホーム 調査 その他

検索キーワードを入力してください

報告 2025年度_定期報告 (かかりつけ医機能報告制度) 差戻し **確認完了** 疑義照会メモ 差異表示 帳票出力 帳票出力(院内掲示用)

正式名称: 正式名称 (フリガナ) 所在地: 報告状況: 報告済 疑義状況:

各機能の有無

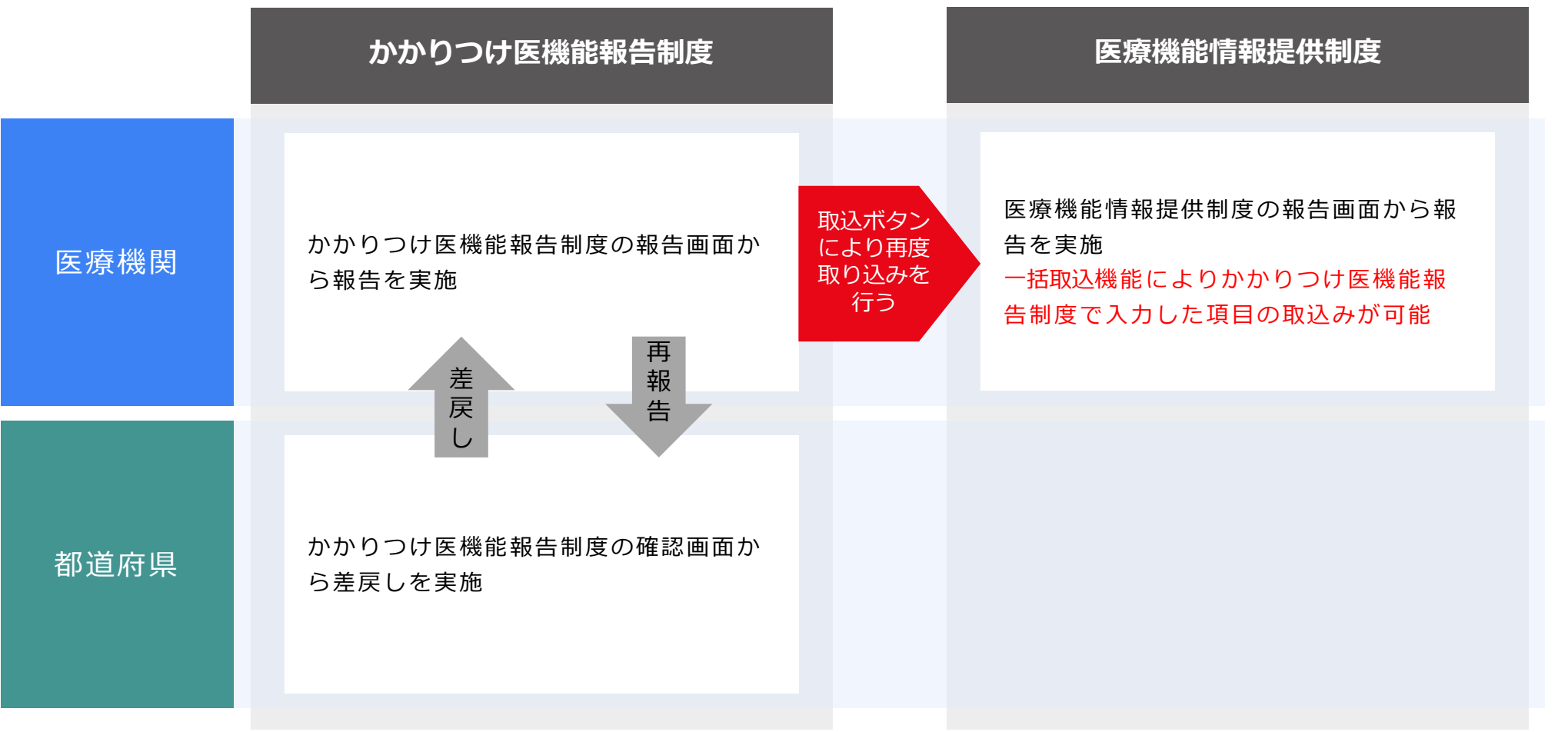
日常の診療を総合的 かつ継続的に 行う機能	通常の診療時間外の診療	入退院時の支援	在宅医療の提供	介護サービス等と 連携した医療提供
有り	有り	有り	無し	無し

表示内容によっては画面表示に時間がかかる場合があります。
報告された内容で完了とする場合は、「確認完了」ボタンをクリックしてください。また、疑義により再報告とする場合は「差戻し」ボタンをクリックしてください。

1号機能	2号機能
(1) 日常の診療を総合的かつ継続的に 行う機能	

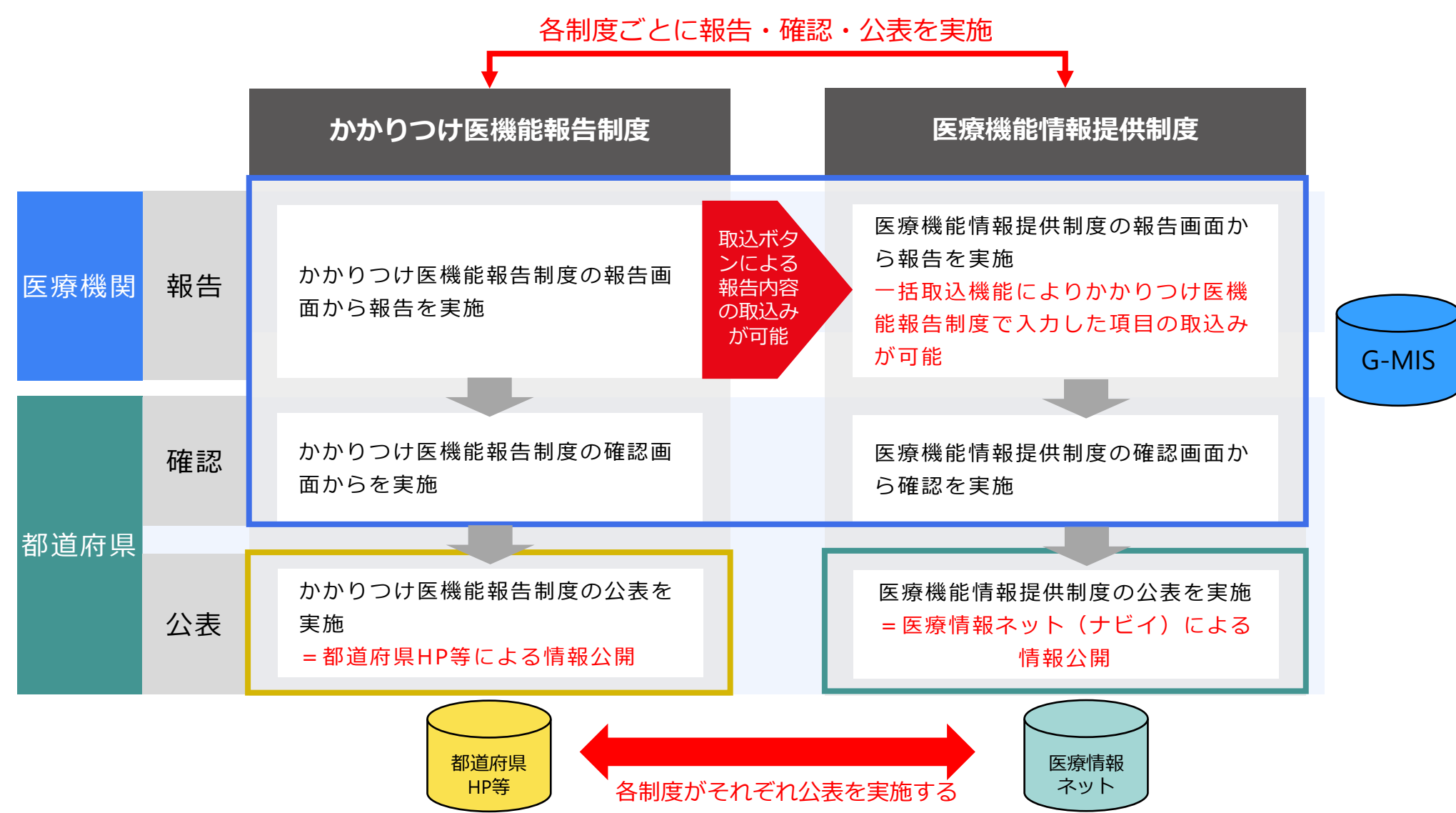
かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（確認業務）

- かかりつけ医機能報告制度で報告内容に疑義が発生した場合は、差戻しを行うことで、医療機関側で再度修正を行うことが可能となります。かかりつけ医機能報告制度の報告画面で修正実施後、医療機能情報提供制度の報告画面で再度一括取込を実施することで、修正内容を医療機能情報提供制度の報告画面に取込むことが可能です。
- 疑義照会・差戻し時の一括取込に関する具体的な留意事項は、後日問合せ管理ツールで案内を行う予定ですので、必要に応じてご参照ください。



かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（公表業務）

- かかりつけ医機能報告制度の公表と医療機能情報提供制度の公表は、各制度ごとに実施する運用となります。
- 公表の詳細については、次頁以降でご説明をいたします。

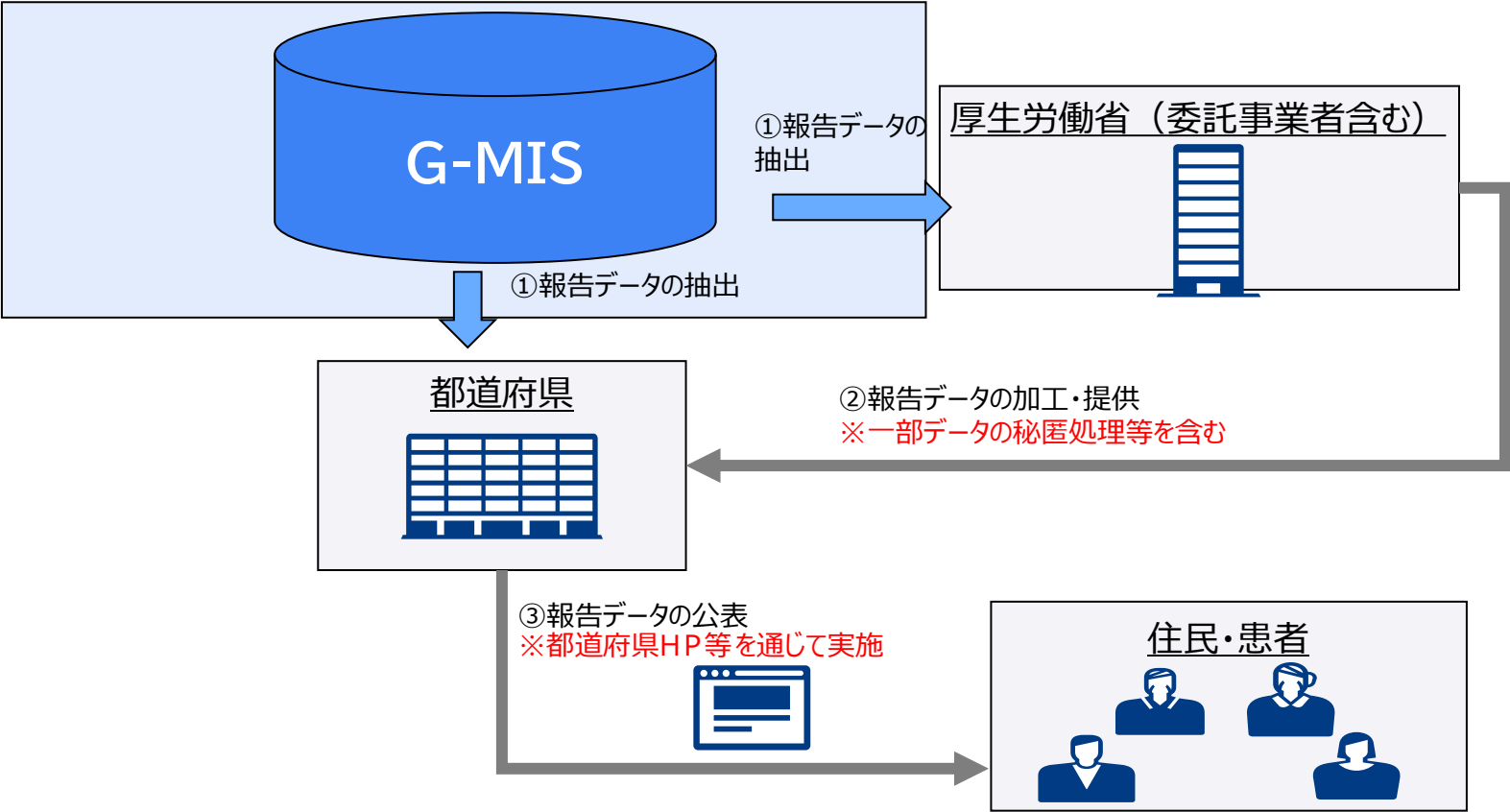


かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（公表業務）

- かかりつけ医機能報告制度で公表が必要となる報告内容及び都道府県の確認結果の公表については、各都道府県で確認完了となったデータをCSV形式でG-MISから出力いただくことが可能ですので、適宜ご活用ください。ただし、当該データは報告内容及び都道府県の確認結果がローデータとして出力されますので、少数件数のNDB集計データ等は秘匿されないまま出力されることに注意の上で、実施してください。
- なお、都道府県の公表業務の支援の観点から、一定の時点において上記の秘匿処理等を国側で実施したデータを、厚生労働省から都道府県に提供支援を行う予定です。公表においては当該データをご活用いただくことも可能ですので適宜ご活用ください。今年度は、報告期間の期中に一旦集計を実施したサンプルデータを3月頃に提供予定です。

想定されるスキーム図 ※G-MISの設計・開発中であり変更の可能性あり

令和7年7月31日 かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会資料(第3回)（一部改）



かかりつけ医機能報告制度と医療機能情報提供制度の運用について（公表業務）

- かかりつけ医機能報告制度から医療機能情報提供制度に一括取込を行い、医療機能情報提供制度側で報告・確認が完了した内容は、医療情報ネット（ナビイ）に当該かかりつけ医機能の情報として公開されます。
- 医療情報ネットには、かかりつけ医機能に関する情報が集約された「かかりつけ医機能タブ」が新規に追加され、国民に情報提供されることになります。

サンプル病院 サンプル ビョウイン

お気に入り病院等に登録 お気に入り病院等に登録すると「お気に入り病院等」ページ内に保存されます。
比較候補に登録 比較候補に登録すると「比較候補一覧」ページ内に保存されます。

お気に入り病院等、比較候補はそれぞれ最大30件まで登録できます。
上限に達している場合、お気に入り病院等または、比較候補一覧から削除後、再度登録を実施してください。

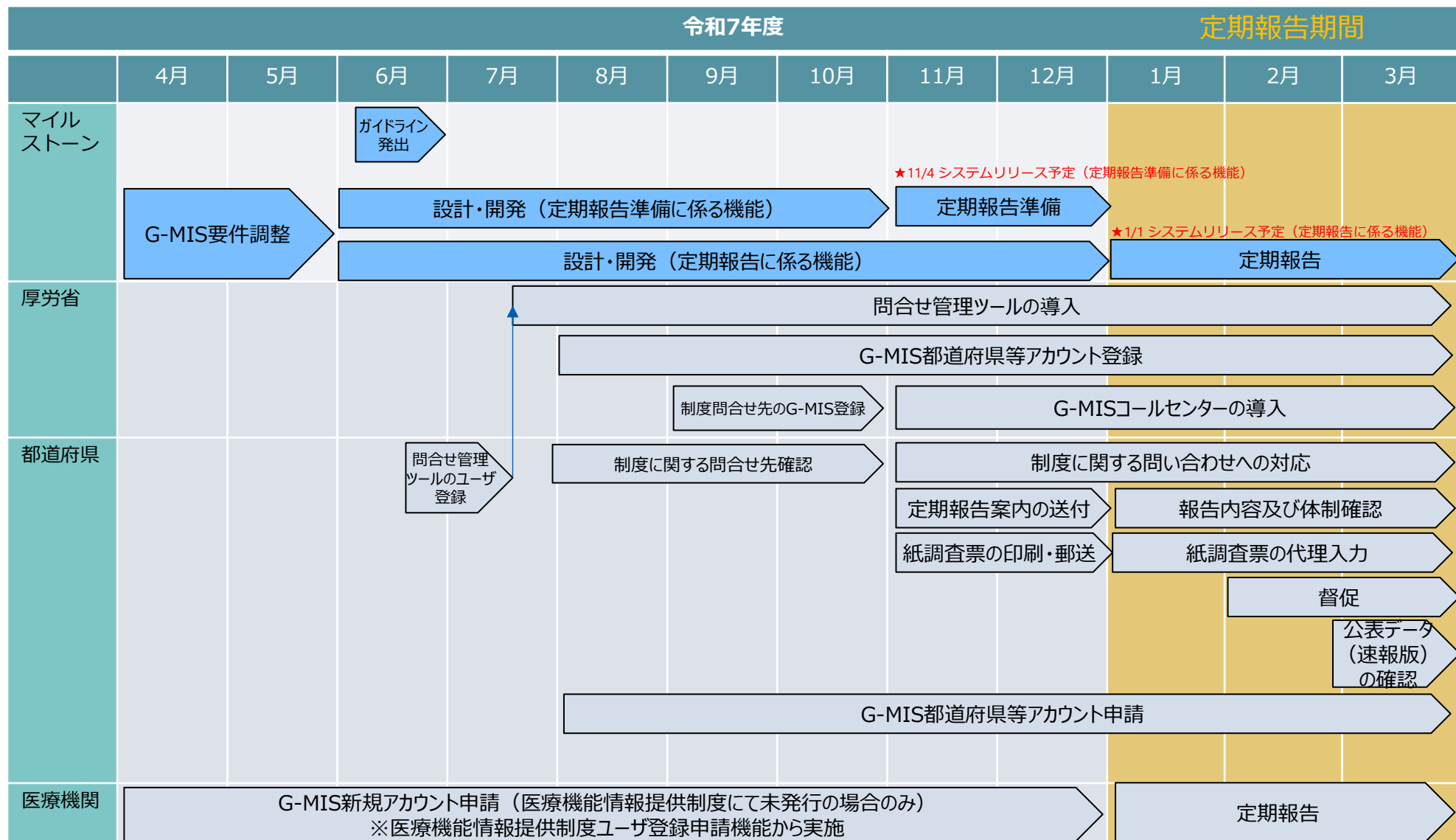
概要	基本情報	病院への アクセス	病院内 サービス等	費用負担等	診療内容、提供 保健・医療・ 介護サービス	かかりつけ医 機能	医療実績、結果 に関する事項
日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能							
◆かかりつけ医機能について院内掲示により公表していること							
かかりつけ医機能の院内掲示による 公表⑦		有り					
◆かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無							
研修の修了者		有り					
修了した研修		日本医師会生涯教育制度 日医かかりつけ医機能研修 日本医師会かかりつけ医機能報告制度に係る研修 全日本 病院協会総合医育成プログラム 日本病院会病院総合医育成プログラム その他研修					
その他研修として修了した研修		その他研修として修了した研修を表示					
研修の修了者数（常勤換算）		123.4人					
総合診療専門医		有り					
総合診療専門医数（常勤換算）		123.4人					
◆一次診療を行うことができる診療領域・疾患							
診療領域		皮膚・形成外科領域 神経・脳血管領域 精神科・神経科領域 眼領域 耳鼻咽喉領域 XXX領域					
疾患		貧血 糖尿病 脂質異常症 統合失調症 うつ（気分障害、躁うつ病） 不安、ストレス（神経症） 睡眠障害 認知症 XXX					
疾患（その他）		その他の疾患を表示					
◆医療に関する相談対応の可否							

※開発中の画面イメージであり、レイアウト等は今後変更となる可能性があります。

今後のスケジュール等について（報告関係）

(令和7年度) 都道府県における報告関係スケジュール

- 令和7年度は都道府県の準備期間を十分に確保するため、G-MISの一部の機能（定期報告準備に必要な機能）は先行して11月初めにリリース予定。
- G-MISの定期報告の機能は、定期報告開始日である1月1日にリリース予定。



(令和7年度) G-MIS機能のリリーススケジュール

- 都道府県が活用する定期報告準備機能は令和7年11月4日(火)、医療機関が活用する定期報告機能は令和8年1月1日(木)より利用可能となります。
- なお、令和8年1月1日から定期報告機能のリリースを行うための移行作業のため、12/22～12/31の間は、都道府県における定期報告準備機能は利用できません。計画的な定期報告の準備作業をお願いします。

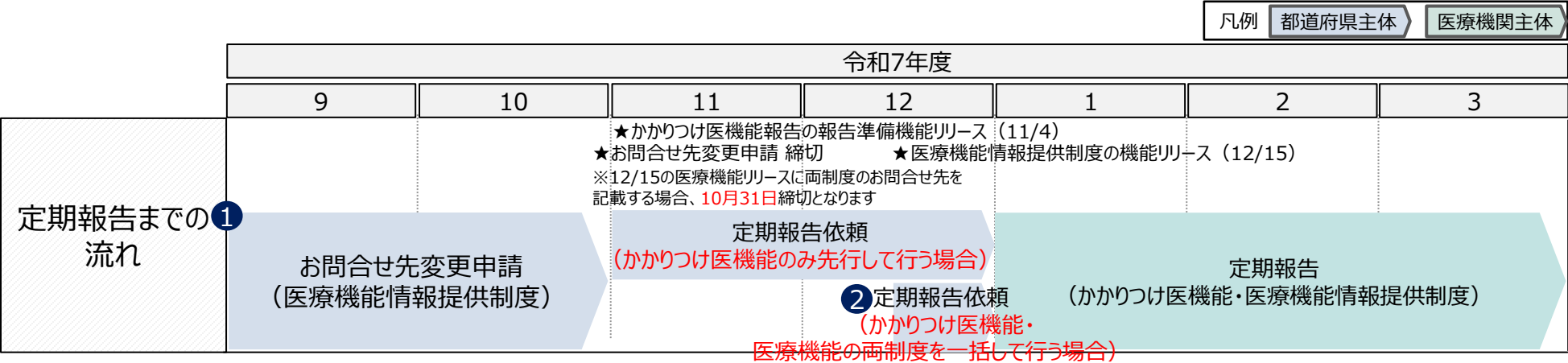
かかりつけ医機能報告に係るG-MISリリーススケジュール

タイムライン	10月		11月				12月				1月				
	20w	27w	3w	10w	17w	24w	1w	8w	15w	22w	29w	5w	12w	19w	
マイルストーン			▼ 定期報告準備機能稼働、コールセンター受付開始(11/4)※ ▼ FAQ、操作手順動画、マニュアル公開(11月上旬)				▼ (参考) 医薬機能リリース(12/15)				▼ 定期報告機能稼働(1/1)				
G-MIS事務局	リリース作業 (定期報告準備機能)									リリース作業 (定期報告機能)					
都道府県			定期報告準備								定期報告準備機能 利用不可期間 (12/22～12/31)				
			定期報告準備機能の稼働後に都道府県が利用可能となる主な機能												
			・ 静的コンテンツダウンロード機能 ・ 宛先情報ダウンロード機能 ・ 調査票出力機能 ・ メール一括配信/メール配信履歴確認、機能 ・ 機関情報検索機能 ・ 報告対象機関一覧表示機能												
医療機関												定期報告			

※令和8年からのコールセンター受付開始日は1/5(月)からとなります。

かかりつけ医機能報告の運用開始に伴う定期報告案内一括配信運用について

- 令和7年度においては、かかりつけ医機能報告制度のみ先行して定期報告案内を実施する場合は11月4日から、医療機能情報提供制度とまとめて定期報告案内を実施する場合は、12月15日から実施可能です。
- 令和8年度以降は、両制度ともに12月15日から案内可能とする想定です。
※医療機能情報提供制度の都道府県担当者向けには、問合せ管理ツール（Redmine）にて、9/2にニュース配信済です。（タイトル：「かかりつけ医機能報告制度開始に伴う、定期報告案内の一括配信運用（医療情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度）のご案内」）



■ 注意事項

① お問合せ先変更申請（医療機能）	② 定期報告依頼（かかりつけ医機能・医療機能の両制度一括）
■ 両制度のお問合せ先を定期報告案内メールのフッター文に記載する場合、10月31日までに変更申請を実施いただければ、12月15日の医療機能情報提供制度機能リリースまでに設定されます。 ※医療機能情報提供制度の定期報告案内のみを配信する場合も、お問合せ先を変更する場合は事前申請が必要です。 ※メールフッターに記載するお問合せ先については、12月15日の医療機能情報提供制度機能リリースに合わせ、直前の12月上旬に変更いたします。 ■ お問合せ先の変更申請をいただいた場合、督促メール配信時（医療機能情報提供制度対象の配信先のみ）にも申請いただいたお問合せ先が記載されます。	■ メールの件名や本文の文言を必要に応じて両制度からの定期報告案内であることがわかるよう記載を変更してください。定期報告案内を一括配信する場合、かかりつけ医機能報告対象外の医療機関にも両制度の定期報告案内が配信されますのでその点ご留意いただき本文の文言をご記載ください。なお、フッター文言は編集できません。 ※督促メールのフッター文言も同様に編集できません。

G-MISの定期報告準備機能リリースにより都道府県が利用できる各種機能について

- 令和7年11月4日以降、定期報告準備機能で都道府県が利用できる機能は以下のとおりです。

No	機能名	機能概要
1	静的コンテンツダウンロード機能	都道府県がアップロードした静的コンテンツ(かかりつけ医機能報告マニュアル、G-MIS操作手順書等を想定)をダウンロードする機能。
2	静的コンテンツアップロード機能	静的コンテンツ(かかりつけ医機能報告マニュアル、G-MIS操作手順書等を想定)のアップロード・削除を行う機能。
3	宛先情報ダウンロード機能	ログインユーザの所属する都道府県管下の医療機関について、都道府県から医療機関に郵送する案内や調査票に貼付する宛名（所在地、名称等）およびメールアドレスをCSV形式でダウンロードする機能。宛先情報は、機関区分（病院、診療所）毎に出力可能。
4	調査票出力機能	かかりつけ医機能報告制度の調査票を出力し、紙調査票として印刷可能な形式で提供する機能。紙調査票は、前回の報告情報（定期報告、変更報告問わず最新の報告内容）およびNDB集計データのプレプリントが反映された状態で出力される。
5	メール一括配信機能	各都道府県において、かかりつけ医機能報告制度の医療機関にメールの一括配信を行う機能。
6	メール配信履歴確認機能	メール一括配信機能を使用した一括メール配信履歴レポートを表示し、医療機関へのメール送信処理結果が確認出来る機能。
7	メールテンプレート編集機能	かかりつけ医機能報告制度に関するメールの文面を編集する機能。本機能で編集・登録したメールを、メール一括配信機能で送付することが可能。
8	機関情報検索機能	都道府県が管轄する全ての医療機関から、医療機関名称、住所等の情報を利用し、医療機関を検索する機能。
9	お知らせ機能	医療機関に対して、都道府県から簡易な周知を行う機能。メンテナンス画面にてメッセージ登録を行い、かかりつけ医機能のトップ画面に、都道府県から管下の医療機関向けのメッセージ表示を行う。
10	よくある質問機能	都道府県毎によくある質問をG-MISに掲載する機能。メンテナンス画面にてよくある質問登録を行い、かかりつけ医機能のトップ画面に、都道府県から管下の医療機関向けのよくある質問表示を行う。
11	報告対象機関一覧表示機能	かかりつけ医機能報告制度の医療機関をレポートにて一覧表示し、ユーザIDやメールアドレス等のリストをダウンロードする機能。

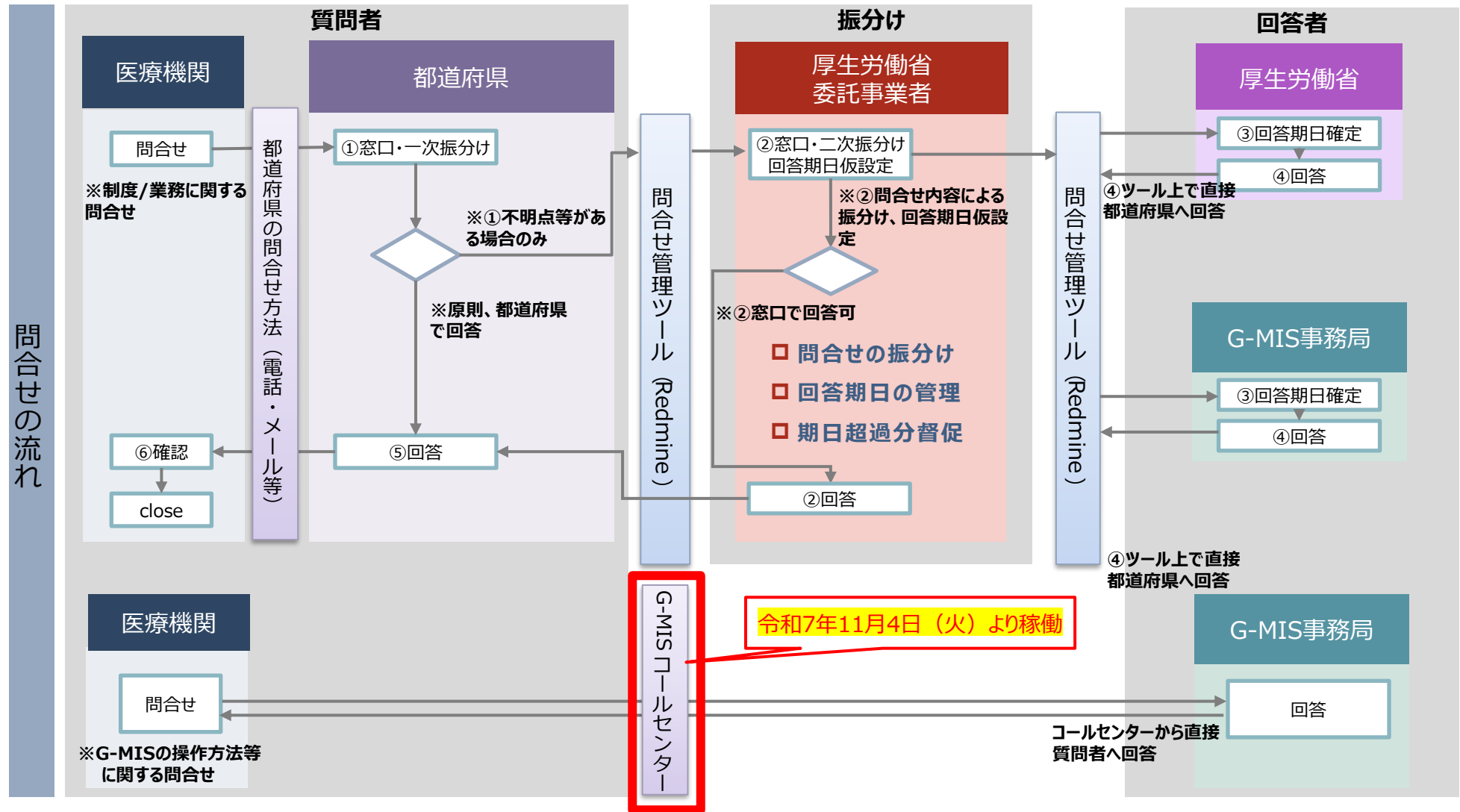
G-MISの定期報告機能リリースにより都道府県が利用できる各種機能について

- 令和8年1月1日以降、定期報告機能で都道府県が利用できる機能は以下のとおりです。

No	機能名	機能概要
1	保険医療機関番号確認機能	定期報告を行う際に、病院/診療所の医療機関が、自身の保険医療機関番号を入力しG-MISに登録されている番号と一致していることを確認する機能。
2	調査票代理入力機能（定期報告）	都道府県の担当者が、管轄する医療機関の定期報告の調査画面へアクセスし、代理で入力・一時保存・修正・確定を行う機能。
3	かかりつけ医機能判別機能	調査票入力時（医療機関による入力、都道府県による代理入力、定期報告、変更報告問わず）に、入力された項目のデータをもとに、当該機関がかかりつけ医機能に係る体制を有することをシステム上で判別し、報告画面上にメッセージ等を表示する機能。
4	報告内容帳票出力機能	医療機関や都道府県が入力した報告内容を帳票形式で出力する機能。
5	報告内容確認機能	報告が完了した医療機関を一覧で表示し、機関を選択することで報告内容を確認する機能。
6	かかりつけ医機能の体制確認機能	報告が完了した医療機関を一覧で表示し、機関を選択することで、当該医療機関がかかりつけ医機能に関する体制を有することを確認する機能。
7	報告内容一括確認機能	医療機関の一覧表示画面から一括確認ボタンを押下することで、報告内容確認機能および体制確認機能について、報告完了済みの全医療機関を確認済みとする機能。
8	未報告機関一覧表示機能	当該年度の定期報告のステータスが報告済となっていない医療機関（特定機能病院と歯科診療所を除く病院および診療所）を一覧形式で表示する機能。
9	疑義照会メモ機能	医療機関の報告内容にメモを紐づけ、疑義照会および督促に係る情報をコメントとして記載する機能。
10	差戻し機能	都道府県から医療機関に差戻しを行い、医療機関側で再度調査票入力が可能な状態に遷移させる機能。
11	報告内容修正機能	都道府県によって差戻しされた報告内容を医療機関が修正し、再報告を行う機能。
12	調査票代理入力機能（変更報告）	都道府県の担当者が、管下の医療機関の変更報告の調査画面へアクセスし、代理で入力・一時保存・修正・確定を行う機能。
13	全項目CSV出力機能	報告データの全量をCSVで出力する機能。
14	定期報告・変更報告件数集計機能	定期報告・変更報告件数を月・日の単位で集計・表示する機能。

G-MISの定期報告準備機能リリース後の問合せ対応に係る運用について

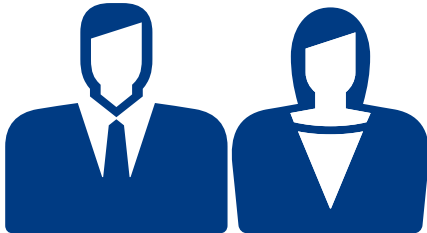
- 令和7年度の医療機関からの問合せについては、原則、都道府県にて報告マニュアル等を参照しながら問合せ対応をお願いします。不明点等がある場合のみ問合せ管理ツール（Redmine）を利用し、都道府県からのお問合せに対応する運用となります。
- ただし、医療機関からのG-MISの操作方法等に関する問合せ（制度に関する照会を除く）に関しては、令和7年11月4日（火）より国においてG-MISコールセンターを稼働しますので、当該コールセンターにおいて対応予定です。



かかりつけ医機能報告マニュアルについて（都道府県用／医療機関用）

- 厚生労働省から今後、医療機関用及び都道府県用の各種マニュアルを発出予定です。適宜ご活用ください。また、かかりつけ医機能報告制度に係るFAQはG-MISのFAQページに掲載予定です。※別途ご案内いたします。

都道府県用マニュアル



①【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル

毎年度の定期報告に係る都道府県の一連の基本的な業務の流れを簡潔にまとめたマニュアル。G-MISで定期報告業務を実施する際は、基本的にこちらのマニュアルをご参照ください。



②【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）

G-MIS操作手順についての詳細を記載し、システム上の各種仕様についての留意点等の解説を記載したマニュアル。G-MISの詳細な内容を確認する際には、必要に応じてご参照ください。

医療機関用マニュアル



③【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル

医療機関がかかりつけ医機能報告を行う際に参照できる、基本的な事項について簡潔に分かりやすくまとめたマニュアル。毎年度の定期報告の際には、基本的にこちらのマニュアルを参照して実施いただくことを想定。



④【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）

医療機関がかかりつけ医機能報告を行う際にシステムの詳細な仕様について確認が必要となった場合に活用するマニュアル。
※①において基本的な事項はまとめられていますので、②はG-MISの詳細情報について確認したい場合にのみ適宜ご参照いただくことを想定。

その他都道府県への依頼・連絡事項

ひと、くらし、みらいのために

都道府県への直近の依頼事項まとめ

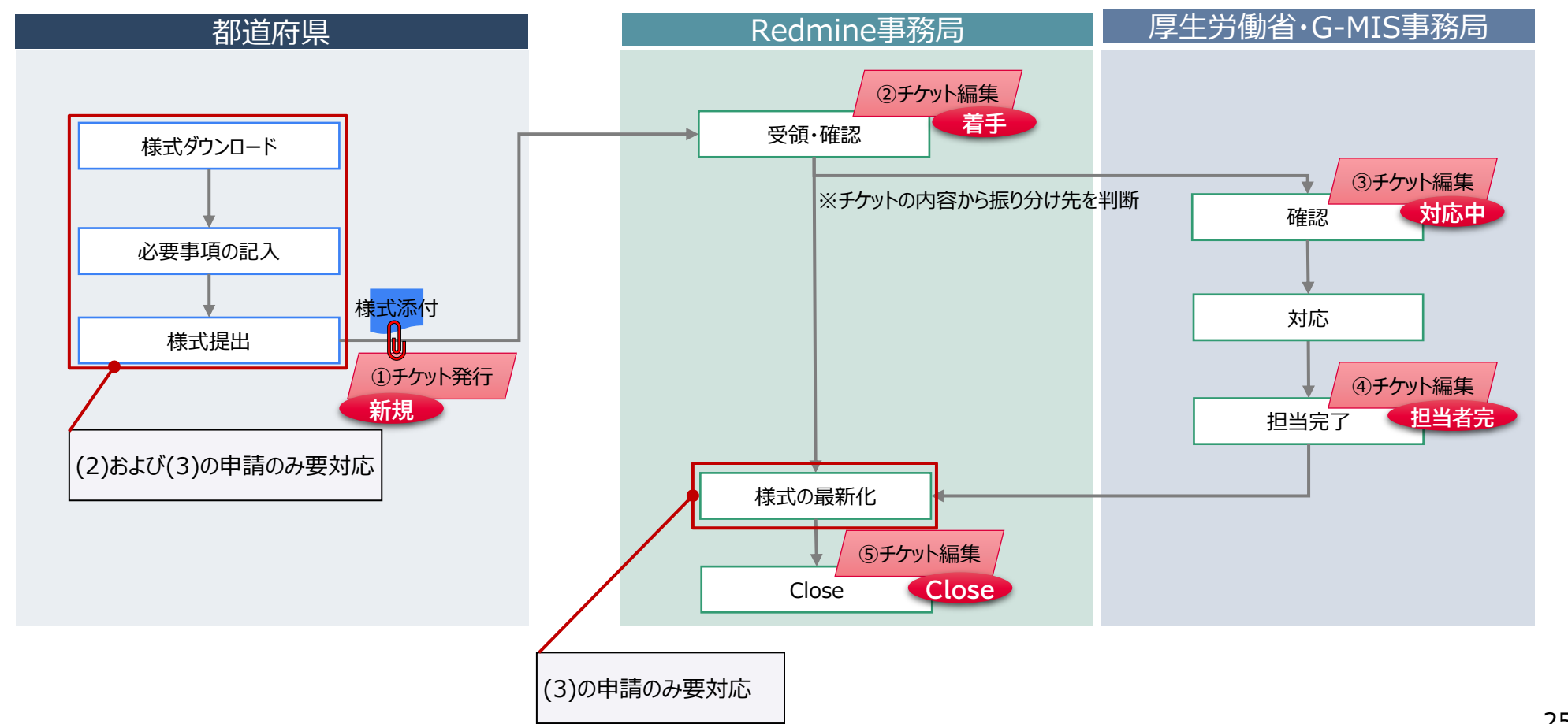
- 本説明会でご説明した事項のうち、特に直近にご対応いただきたい内容は以下の通りです。
- ①、②については既にアカウント発行申請に順次着手いただいておりますが、定期報告の開始までに必要なアカウントについては引続き申請をお願いいたします。
- ④についても、既に事前調査により問合せ先の検討状況を調査しておりますが、引続き定期報告に向けご準備のほどをお願いいたします。
- ⑤、⑥の具体的なシステム操作の手順については、マニュアル群に記載を行う予定ですので、マニュアルの公開後、ご参照いただきますようお願いいたします。

No		都道府県の業務	概要
報告関係業務	①	医療機関アカウント申請	G-MISアカウントを有さない医療機関に対し、新規ユーザ登録申請機能を用いてアカウントの発行を行うようご案内ください。 なお、G-MISのアカウントについては、医療機能情報提供制度で利用しているアカウントと同一のものを使用する予定であり、既に医療機能情報提供制度にてアカウントを発行済の病院（特定機能病院を除く）・診療所に対しては自動的にかかりつけ医機能報告の権限が付与されるため、手続は不要です。
	②	関係機関アカウント申請	かかりつけ医機能報告制度の都道府県担当者及び都道府県の業務委託先機関（保健所、委託事業者、医師会等）について、G-MISのアカウント申請を実施ください。
	④	制度に関する問合せ対応	制度に関する問合せ（各報告項目の疑義等）について、問合せ先を確認いただき、医療機関等からの問合せにご対応ください。 なお、かかりつけ医機能報告のシステムに関する問合せ（ログイン方法やシステムの操作方法等）については、G-MISが設けるコールセンターにて、医療機関からの問合せに対応する体制を構築します。また、制度に関する問合せについては、医療機能情報提供制度と同様に、都道府県にて回答できない問合せについては、問合せ管理ツールにより厚生労働省へのエスカレーションを行うことが可能です。
	⑤	定期報告案内の送付	定期報告の開始に先立ち、医療機関に必要な案内をお願いします。例えば、以下が想定されます。 ・医療機関へ定期報告を開始する旨を通知。 ・かかりつけ医機能報告制度に係る医療機関への案内資料の配布。なお、報告対象医療機関に対して、G-MISの操作方法や報告の手引き等を整理した報告マニュアルを厚生労働省にて作成予定のため、必要に応じて活用ください。
	⑥	紙調査票の印刷・郵送	紙報告の運用を行う都道府県においては、紙報告の医療機関に対し、調査票の印刷・郵送を実施してください。なお、かかりつけ医機能報告制度ではG-MISの印刷機能により調査票を出力する機能を実装します。9/26に問合せ管理ツール（Redmine）で周知した「【周知】G-MISの「紙面発送対象」最新化のお願い（紙調査票を利用する都道府県のみ）」の通り、都道府県にて調査票を出力する前に紙面発送対象の最新化をお願いいたします。なお、令和7年度の初回定期報告の開始に限っては都道府県の業務支援の観点から、紙調査票のファイル出力を厚生労働省（G-MIS事務局）にて実施し、都道府県に提供予定です。※印刷は各都道府県にて実施いただくようお願いいたします。

G-MISの定期報告準備機能リリース後の問合せ対応に係る運用について

- 定期報告準備機能リリース後の(1)都道府県からのシステムに関する問合せ、(2)都道府県のアカアカウント発行申請、(3)都道府県の問合せ先*変更申請は問合せ管理ツール（Redmine）を利用して行います。問合せ・申請のフローは以下の通りです。
- 問合せ・申請の際は問合せ管理ツール（Redmine）上でチケットの発行をお願いいたします。また(2)と(3)の申請について、Redmineに掲載されている様式をダウンロードし必要事項を記入の上、チケットに添付をお願いします。

*問合せ先掲載箇所：G-MISのログイン後画面の病院等向けページ、G-MISを利用して都道府県から発出するメール、G-MISのかかりつけ医機能報告制度関連画面



かかりつけ医機能報告マニュアル等の提供方法及び時期について

- かかりつけ医機能報告制度のマニュアル等の提供方法及び時期については以下のとおりですのでご確認ください。なお、医療機関用のマニュアル等については、各都道府県の運用に合わせて、適切なタイミングで医療機関への案内をお願いいたします。
- なお、G-MISでは、都道府県から医療機関に向けて電子ファイルを公開できる機能を実装予定です。必要に応じてご利用ください。

区分	マニュアル等	概要	都道府県への提供方法	提供時期(予定)
医療機関用	【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル	定期報告に係る報告業務の一連の流れを簡潔に示し、制度的補足説明を加えたマニュアル。	厚生労働省HP 問合せ管理ツール (Redmine)	2025年11月上旬
	【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル (G-MIS操作編)	定期報告・変更報告のG-MIS操作手順を詳細に説明し、システムの仕様に関する補足事項を加えたマニュアル。	厚生労働省HP 問合せ管理ツール (Redmine)	2025年11月上旬
	操作手順動画	定期報告において医療機関が実施すべき操作の流れを簡潔に説明した動画。	厚生労働省HP G-MIS内のFAQページ	2025年11月上旬
都道府県用	【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル	定期報告に係る都道府県業務の一連の流れを簡潔に示したマニュアル。	問合せ管理ツール (Redmine)	2025年11月上旬
	【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル (G-MIS操作編)	G-MIS操作手順を詳細に説明し、システムの仕様に関する補足事項を加えたマニュアル。	問合せ管理ツール (Redmine)	2025年11月上旬
	操作手順動画	定期報告において都道府県が実施すべき操作の流れを簡潔に説明した動画。	G-MIS内のFAQページ	2025年11月上旬